

第二次意見素案について

全日本ろうあ連盟

該当箇所 (頁と行、又は項目)	文案 (追加、又は変更)	理由
<p>P 3 2 段落目</p> <p>1. 障害者基本法改正の趣旨・目的</p> <p>たとえば、交通機関、建築物等における物理的な障壁、資格制限等における制度的な障壁、点字や手話サービスの欠如における文化・情報面の障壁、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁などである。</p>	<p>たとえば、交通機関、建築物等における物理的な障壁、資格制限等における制度的な障壁、点字や手話による情報保障の欠如における文化・情報面の障壁、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁などである。</p>	<p>○手話サービスという用語はない。</p>
<p>P 6</p> <p>2) 定義</p> <p>・ 障害の定義は、制度の谷間を生まない包括的なものとし、個人の心身の機能の損傷と社会との関係において社会的不利益を発生するという視点を明らかにし、さらに、周期的に変調する状態なども含みうるものとする</p>	<p>・ 障害の定義は、制度の谷間を生じさせない包括的なものとし、損傷等により個人の心身の機能が働かないもしくは働きにくい状態と社会との関係において社会的不利益を発生するという視点を明らかにし、さらに、周期的に変調する状態なども含みうるものとする</p>	<p>○心身の障害は損傷のみではないこと。</p>

第 27 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

<p>P 8 2. 総則 3) 基本理念 【言語・コミュニケーションの保障】</p> <p>8 ページ 2 行 コミュニケーションを保障するための必要な手段には、手話、点字、要約筆記、指点字、触手話、文字表示、わかりやすい言葉、拡大文字、音声、朗読、触覚による意思伝達、その他の補助的代替的手段、それら使用する通訳者や説明者等の人的支援、さらには容易に使用できるマルチメディア、トーキングエイド等の機器も含む。</p>	<p>あるいは情報支援技術を利用した補助的代替的手段、また、それら全てに関わる通訳者や説明者等の人的支援も含む。</p>	<p>・ 障害者権利条約前文、第 2 条、第 3 条、第 9 条をふまえて、積極的な情報アクセス保障を位置づけるべきである。</p>
<p>8 ページ 21 行</p>	<p>多種多様な情報メディアに等しくアクセスすることのできる環境が保障されること。</p>	<p>追加。多様なメディアを選択する保障を明記する。</p>

第 27 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

<p>P 8</p> <p>3) 基本理念</p> <p>・手話等の言語性を確認するとともに、必要な言語及びコミュニケーション手段の利用が保障されること。</p>	<p>・手話等の言語性を確認するとともに、必要な言語の使用及びコミュニケーション手段の利用が保障される制度を整備すること。</p>	<p>○言語（手話）は利用するものではない。</p> <p>○「保障」では具体性が弱いので「制度」を求める必要がある。</p>
<p>P 1 1</p> <p>6) 国及び地方公共団体の責務</p> <p>（ 情報保障やコミュニケーション保障に関する施策の実施責任が明記されていない。）</p>	<p>（下記項目を追加）</p> <p>【情報アクセスとコミュニケーション保障に関する施策を実施する責務】</p> <p>国及び地方公共団体は、社会参加にあたり必要な情報の獲得または何らかのコミュニケーションの困難がある障害者に対して、人材養成・コミュニケーション支援担当者の派遣・公的機関への配置等必要な情報獲得及びコミュニケーション保障支援のための施策を実施する責務を有する。</p>	<p>○国及び地方公共団体の情報アクセスやコミュニケーション保障についての施策の実施責任を明記する</p>

第 27 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

<p>12ページ5行以降 6) 国及び地方公共団体の責務</p>	<p>(下記項目を追加) 【情報アクセスとコミュニケーション保障に関する施策を実施する責務】 国及び地方公共団体は、社会参加にあたり必要な情報獲得または何らかのコミュニケーションの困難がある障害者に対して、人材養成・コミュニケーション支援担当者の派遣・公的機関への配置等必要な情報獲得及びコミュニケーション保障支援のための施策を実施する責務を有する。</p>	<p>情報保障やコミュニケーション保障に関する施策の実施責任が明記されていない。</p>
<p>12 ページ 38 行以降 7) 国民の理解・責務 【事業者等の責務】 ・ 事業者等の責務を明らかにすること。</p>	<p>電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、この製品・サービスを提供するにあたって、障害者に障害のない人と同等の情報へのアクセスとコミュニケーション手段を提供できるように配慮すること。</p>	<p>とりあえず、情報アクセス・コミュニケーションに関わる事業者の責務を記載。</p>

第 27 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

<p>P 1 5 11) その他 【障害者基本計画等】 国及び地方公共団体は、障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより障害者基本法の目的を達成するため、障害者及び関係者の参画を得て、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定すべきである。</p>	<p>(下記を付加) 国及び地方公共団体は、障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより障害者基本法の目的を達成するため、障害者、障害者団体及び関係者の過半数の参画を得て、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定すべきである。</p>	<p>単に「障害者及び関係者の参画を得て」では、障害者団体から 1 名の参加で終わる可能性があり、参画を保障する何らかの記述を付加したい。</p>
<p>P 1 7 3. 基本的施策関係 1) 地域生活支援 【利用者負担】 支援を受ける際の費用に関して、応益負担の原則は廃止し、仮に負担が求められる場合であっても本人のみの能力を対象とした応能負担を原則とするべきである。</p>	<p>支援を受ける際の費用に関して、応益負担 (定率負担) の原則は廃止し、仮に負担が求められる場合であっても本人のみの能力を対象とした応能負担を原則とするべきである。 また、コミュニケーション支援はあらゆる支援を受けることが前提であり、相談支援事業と同様に利用者負担を求めないものとする。</p>	<p>○家族の能力算入を排除 ○コミュニケーション支援の利用者負担を排除</p>

第 27 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

<p>P 1 8 2) 労働及び雇用 (聴覚障害者に対するコミュニケーション保障や情報保障の記載がない。)</p>	<p>【合理的配慮等の提供による雇用及び労働の質の向上】(下記項目を追加) 国は、コミュニケーションに何らかの困難がある障害者の就労促進のため、採用時及び採用後の場面において、人材養成・コミュニケーション支援担当者の派遣・ハローワークへの配置等必要なコミュニケーション保障のための施策を実施する責務を有する。</p>	<p>合理的配慮だけではコミュニケーションに困難がある障害者の就労は進まないことが予想され、施策実施責任を国が保障することとする。</p>
<p>P 2 5 7) 障害児支援 (聴覚障害が発見された際の聴覚障害を持たない両親に対して、聴覚障害児との適切なコミュニケーション手段についての情報提供の必要性の記載がない。)</p>	<p>【障害児及び家族への支援】(下記項目を追加) 特に聴覚障害が発見された児童については、言語獲得が成長期に果たす役割の重要性に鑑み、両親に対する聴覚障害児とのコミュニケーション手段についての適切な情報提供、手話等コミュニケーション手段の獲得支援が必要である。</p>	<p>現在は、医療機関からの一方的な情報提供により人工内耳が優先して選択される傾向があるが、必ずしも本人の豊かな言語獲得に結びついていないと考えられるため。</p>
<p>P 2 7 8) 相談支援 【身近な地域での相談等】 そこで、まず、地域の身近な場所で、し</p>	<p>そこで、まず、地域の身近な場所で、し つでも対応できる相談の体制づくりが求</p>	<p>「尊重」でなく「擁護」が相応しい。地域において「人権擁護センター」が設置</p>

第 27 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

<p>つでも対応できる相談の体制づくりが求められる。相談機関相互の連携だけでなく、様々な相談を受け止め、相談分野を限定しないいわゆるワン・ストップ・ステーションを含め障害者の権利を尊重しつつ、相談内容を解決できる相談体制が必要である。</p>	<p>められる。相談機関相互の連携だけでなく、様々な相談を受け止め、相談分野を限定しないいわゆるワン・ストップ・ステーションを含め障害者の権利を擁護しつつ、相談内容を解決できる相談体制が必要である。</p>	<p>されており権利擁護活動を行っているところが多い。</p>
<p>P 3 2 11) 公共的施設のバリアフリー化 (聴覚障害者への情報提供の必要性の記載がない。)</p>	<p>以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。(下記項目を追加) ・国及び地方公共団体は、公共施設や交通機関の整備にあたり、特にコミュニケーションに何らかの困難がある障害者の社会参加の促進にはコミュニケーション支援が重要であることに鑑み、人材養成・コミュニケーション支援担当者の派遣・公共施設への配置等必要なコミュニケーション保障のための施策を実施する責務を有する。</p>	<p>障害者権利条約第 9 条 2 (e) を具体化。合理的配慮だけではコミュニケーションに困難がある障害者の就労は進まないことが予想され、施策実施責任を国及び地方公共団体が保障することとする。</p>

第 27 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

<p>34 ページ 1 行目～6 行目 (推進会議の認識) 基本理念で述べたように、日常生活及び社会生活において、多くの障害者が必要な言語又はコミュニケーション手段を使用することに困難を抱えているが、その問題の深刻さが省みられることは少なかった。それ故に、コミュニケーションに困難を抱える障害者が障害のない者と等しく人権が保障されるために必要な措置が取られなければならない。</p>	<p>(推進会議の認識) 基本理念で述べたように、日常生活及び社会生活において、多くの障害者が必要な言語又はコミュニケーション手段を使用することに困難を抱えているが、その問題の深刻さが省みられることは少なかった。それ故に、コミュニケーションに困難を抱える障害者が障害のない者と等しく人権が保障されるために必要な措置を積極的に講じなければならない。</p>	<p>必要だからというだけではなく、積極的な対応・取組を行う事によって障害者の社会参加の促進や障害者がいて違和感のない社会の生成が期待されるため。</p>
<p>34 ページ 8 行目～12 行目 【必要とする言語及び多様なコミュニケーション手段の利用】 国及び地方公共団体は、すべての障害者に情報へのアクセスとコミュニケーションを権利として保障するため、障害者が必要とする言語及びコミュニケーション手段の利用を可能にする支援の確保やそれにかかわる人材の養成等、必要な措</p>	<p>【必要とする言語及び多様なコミュニケーション手段の利用】 国及び地方公共団体は、すべての障害者に情報へのアクセスとコミュニケーションを権利として保障するため、障害者が必要とする言語の使用及びコミュニケーション手段の利用を可能にする支援の確保やそれにかかわる人材の養成等、必</p>	<p>支援の「手段」については、7 ページにて詳しく記載されているので、ここでは原案通りとし、ICT 活用については別文脈で補充する。</p>

第 27 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

<p>置を講ずるべきである。</p>	<p>要な措置を積極的に講ずるべきである。</p> <p>また、情報通信技術を含む支援技術において、電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、この製品・サービスを提供するにあたって、障害者に障害のない人と同等の情報へのアクセスとコミュニケーション手段を提供できるように配慮すること。</p>	<p>必要だからというだけではなく、積極的な対応・取組を行う事によって障害者の社会参加の促進や障害者がいて違和感のない社会の生成が期待されるため。</p> <p>ICT の活用と事業者の責務について、アメリカの新法 21 世紀における通信と映像アクセシビリティに関する 2010 年法 (S.3304) や国際標準規格制定の流れを踏まえて明文化したい。具体的には以下のサービスを想定。 電話リレーサービス、通信サービス、ICT 活用支援機器、双方向放送、音声解説、字幕、手話放送等</p>
<p>34 ページ 26 行目～30 行目</p> <p>【情報提供における障害者の参加】 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びにコンピューターなどの情報通信機器の製造等を行う事業者は、役務の提供並びに機器の製造等のプロセスにおいて障害者の意見を聴取する機会を設け、もって障害者の利用の便宜を図るべきである。</p>	<p>【情報提供における障害者の参加】 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びにコンピューターなどの情報通信機器の製造等を行う事業者は、役務の提供並びに機器の製造等のプロセスにおいて障害者が参画する機会を設け、もって障害者の利用の便宜を図るべきである。</p>	<p>障害者の意見を聴取するのではなく、パートナーとして当事者が共に審議する。障害者には様々な方がおり、全パターンが参加すると膨大な人数になるので、こ</p>

第 27 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

		<p>の辺をうまく折り合うための工夫が必要である。</p> <p>例えば ISO 審査のように各障害者が審査する仕組み、あるいは、複数の（少なくとも視覚・聴覚・車いす・知的）4種の障害者を社員として雇用する等事業者によって取り組みはまちまちになると予想されるが「聴取する」より更に密な関係になることが望ましい。</p>
<p>34 ページ 32 行目～35 ページ 4 行目 以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。</p> <p>・ 国及び地方公共団体は、情報へのアクセスとコミュニケーションを保障するため、障害者が必要とする言語及びコミュニケーション手段を利用できるよう必要な措置を講ずるべきであるこ</p>	<p>以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。</p> <p>新設)</p> <p>・ 障害者は、すべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするため、必要な情報及びコミュニケーションが保障される権利を有する。</p> <p>・ 国及び地方公共団体は、障害者がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするため、目的を問わず、自らが選択するコミュニケーション手段を使用することができるよう必要な施策</p>	<p>権利性を明示。</p> <p>目的によって制限される権利ではないことを強調。</p>

第 27 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体は、災害時において、障害の特性に対応した伝達手段により救急連絡等の必要な支援を障害者に提供できるよう必要な施策を講ずること。 ・ 国及び地方公共団体は、事業者が障害者に障害のない人と同等の情報を提供できるよう、必要な施策を講ずること。 	<p>を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体は、災害時において、障害の特性に対応した伝達手段により救急連絡等の必要な支援を障害者に提供および、相互に連絡ができるよう必要な施策を積極的に講ずること。 ・ 国及び地方公共団体は、事業者が障害者に障害のない人と同等の情報を提供できるよう、必要な施策を積極的に講ずること。 ・ 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、障害者に障害のない人と同等の情報へのアクセスとコミュニケーション手段を提供できるよう、必要な施策を講ずること。 	<p>情報提供だけでなく障害者との連絡が必要なことを盛り込むべき。</p> <p>必要だからというだけではなく、積極的な対応・取組を行う事によって障害者の社会参加の促進や障害者がいて違和感のない社会の生成が期待されるため。</p> <p>必要だからというだけではなく、積極的な対応・取組を行う事によって障害者の社会参加の促進や障害者がいて違和感のない社会の生成が期待されるため。</p> <p>国、地方公共団体だけでなく、事業者にも課すべき内容である。</p>
---	--	--

第 27 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

<p>P 4 0 15) 政治参加 (投票手続きの場合に絞った記載になっている。)</p>	<p>(下記項目を追加) 日常生活における情報獲得に制約がある聴覚障害者の参政権の保障にあたっては、選挙告示後の情報保障だけではなく、日常生活場面における幅広い情報保障を考慮する必要があり、国や地方公共団体は、人材養成・コミュニケーション支援担当者の派遣等必要なコミュニケーション保障のための施策を実施する責務を有する。</p>	<p>聴覚障害者の投票先の選択にあたって必要な情報獲得には、単に投票環境の整備ではなく広く「参政権の保障」という見地からの記載が必要。</p>
<p>P 4 1 16) 司法手続 (傍聴についての記載がない。)</p>	<p>【コミュニケーション手段等の確保措置】(下記項目を末尾に追加) また、傍聴者に対してもこれらと同様の水準での情報保障を提供すべきである。</p>	<p>現在、傍聴者の情報保障は(裁判官の判断に委ねられ)本人負担であることが多く、改善する必要があるため。</p>